

「農」のある暮らしづくり交付金

【平成26年度予算額：580（550）百万円】

- 社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望が拡大。また、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズも拡大。
- このような要請に応えるため、都市及びその近接地域を対象として、ソフト・ハードの両面から事業メニューを整備。関係省庁との連携プロジェクトを通じ、交流農園や福祉農園の整備を重点的に推進。

重点実施

「農」のある暮らしづくり推進対策
【原則1～2年】

○ 都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援



遊水機能の備わった水田の保全活動



児童の農業体験を通じた食育の推進



福祉農園の開設準備



既存施設を利用した児童福祉農園の立ち上げ

◇ 補助率：定額（1地区当たり上限400万円）

◇ 実施主体：民間団体、NPO、市町村 等

「農」のある暮らしづくり整備対策
【原則1年】

○ 「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な以下の施設の整備を支援

① 市民が多様な目的で「農」と関わるための施設



(例) 交流農園、福祉農園、教育農園の整備

◇ 補助率：1/2以内

② 地元農産物の生産・加工・流通を促進するための施設



(例) 販売強化促進施設の整備

③ 「農」の持つ公益的機能を持・増進する施設



(例) 防災兼用井戸の整備

◇ 実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業者・農業法人、市町村等

「農」のある暮らしづくり支援対策
【原則1～2年】

○ 「農」のある暮らしづくりに向けた全国の活動を支援

- ・ 専門家の各地への派遣
- ・ 農業関係者・福祉関係者を対象とした福祉農園に関する講習会の開催
- ・ 都市農業に係る情報の整備 等

◇ 補助率：定額（上限1,000万円）

◇ 実施主体：民間団体、NPO等



専門家等の派遣活動

重点実施

「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト

○ 都市の住民が日常生活の中で「農」を楽しめるまちづくりを進めるため、国土交通省と連携して支援

■ 農林水産省

- ・ 地方自治体における、円卓会議等での住民参加による計画策定を支援
- ・ 交流農園、農産物直売所等の整備を支援

■ 国土交通省

- ・ 生産緑地の買取りによる農業公園の整備を支援
- ・ 都市機能の集約に伴う外部での建物の除去を支援



交流農園の整備



建物の除去
引き継ぎ本交付金により市民農園等を整備

「農」と福祉の連携プロジェクト

○ 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着を図られるよう、厚生労働省と連携して支援

■ 農林水産省

- ・ 福祉農園の開設・整備を支援
- ・ 福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援

■ 厚生労働省

- ・ 高齢者・障害者の活動の拠点となる福祉施設の整備を支援
- ・ 農家等と福祉施設の連携を支援



高齢者生きがい農園の整備



活動拠点施設の整備

1
— 32 —

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【平成26年度予算額：6,540（6,233）百万円】

- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを推進した都市と農山漁村の共生・対流等を推進

交付金の特徴

- 地域の創意工夫等による活性化計画の策定・提出
- 計画主体に対して、交付対象施設整備費の概ね1/2以内で交付
- 地域の実情に応じて複数年（5年以内）の計画策定が可能
- 地域独自の提案メニューも支援

交付金の流れ

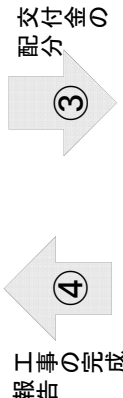
【補助率：定額（定額、1/2等）】

農林水産省



計画主体

（都道府県又は市町村）



事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者等

重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進
- ・受入側の宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備



各省との連携

- 総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- 文部科学省：送り手側（学校）への宿泊体験活動等

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者等を対象とした福祉農園の拡大・定着
- ・高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備



各省との連携

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農山漁村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設として住みよい環境づくりを推進
- ・既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備



各省との連携

- 総務省：過疎地域の活性化への取組支援
- 文部科学省：廃校に係る情報提供等
- 国土交通省：「小さな拠点」形成のプランづくり等
- 厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備

交付金対象施設

生産基盤及び施設

農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援



農林水産物集出荷貯蔵施設
区画整理、農業用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設等

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援



簡易給水施設

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設等

地域間交流拠点

都市住民の一時的・短期的滞在の交流拠点を整備を支援



地域連携販売力強化施設

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設等

資源の有効利用等

資源の有効利用を確保するための施設の整備を支援



地域資源循環活用施設

遊休農地解消支援、地域資源循環活用施設、新規需要米生産製造連携施設、集落拠点強化施設等

障障発 0515 第 1 号

平成 25 年 5 月 15 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長



社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について

障害福祉行政の推進について、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）により取扱いが定められているところですが、今般、会計検査院から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により整備した社会福祉施設等が提供する障害福祉サービスについて、一部廃止や休止となっているものや利用が低調であるものがある等、サービスが障害者等に十分利用されていない事態が生じ、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていることから、是正改善を行うべきとの指摘を受けたところです。

このため、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、下記の事項に留意の上、適正な処理に当たられるようお願いするとともに、管内事業者等に対し、必要な指導・助言を行われますようお願いいたします。

記

1 会計検査院からの指摘等の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金は、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所の施設の整備事業に対して、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が行う補助事業を交付の対象として、その補助に要する費用の 3 分の 2 相当額を、都道府県等を通じて当該社会福祉法人等に補助しているものである。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金その他、厚生労働省としては、障害者就労訓練設備等整備事業による設備整備等に要する経費の一部（1 施設 50 万円以上のもので上限 500 万円等）を補助する制度や、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業により、社会福祉法人等の障害福祉サービス事業所の整備を支援しているところである。

（以下、これらを総称して「整備費補助金等」という。）

一方、都道府県等が、これら整備費補助金等の国庫補助協議の対象とする事業所の選

定に当たっては、単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であることなどを審査することが必要とされているとともに、施設を設置する適格性について、地方厚生（支）局等においてもヒアリングを実施するなどして審査を行っている。

会計検査院において、整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所について、いわゆる新体系への移行を行った後、障害福祉サービスの利用の移行が順調に推移し、障害福祉サービスが十分に利用され、補助金等の効果が十分発現しているかなどに着眼して検査が行われた。

検査の対象は、平成 17 年度（平成 18 年度繰越のみ）から平成 22 年度（平成 23 年度繰越分を除く。）までの間の整備費補助金等による整備を行った 23 都道府県（注 1）に所在する 795 事業者の 914 事業所（整備費補助金の国庫補助額計 248 億 3916 万余円）であり、施設整備等が終了した平成 23 年度の障害福祉サービスの利用状況、休廃止の状況等について実地検査が行われた。

その結果、施設整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所における利用率（注 2）について、検査対象事業所 914 中、101 事業所が 50 %未満であり、41 事業所が施設整備等を行った後に利用定員を減じていたことが確認された。また、16 事業所が全部又は一部のサービス提供を休止する等していたことが確認された。

このため、会計検査院としては、これらの事業所に対する施設整備費補助金等については、サービスの利用者が整備計画を大きく下回るものとなっており、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていた、と結論付けている。

（注 1）北海道、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（注 2）利用率：当該障害福祉サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員利用の延べ人数に対する利用延べ人数の割合

また、会計検査院は、かかる事態に至った要因として、サービス需要の把握に関する調査が十分に行われていなかったことを挙げている。実際に、事業者、市町村又は都道府県において、整備費補助金等の申請等の際に、整備費補助金等により整備される障害福祉サービスに対する利用者の需要の有無について、具体的な調査を行っているか検査したところ、検査対象の障害福祉サービス 1357 のうち、何らかの調査を行っていたのは 3 割弱（27.2%）に過ぎない 370 であり、このうち費用負担等の条件を具体的に提示して利用契約締結の意向まで調査を行っていたものは 1 割にも満たない（7.2%）98 にとどまっていたとしている。

よって、国庫補助金等の交付申請の審査等に当たり、厚生労働省、地方厚生（支）局及び都道府県等においては、各障害福祉サービスの特徴等を踏まえ、具体的な需要の有無等の状況を十分確認することが必要であり、事業者においては、各障害福祉サービス

の特徴等を十分理解するとともに、具体的な需要の有無を十分把握すること及び提供する障害福祉サービスについて、障害者等に対して十分に周知を行うことが必要であるとしている。

このような検査結果から、厚生労働省に対して、次のとおり改善処置が求められたところである。

- (1) 厚生労働本省の担当部局、地方厚生（支）局及び都道府県等において、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で整備計画の妥当性について、必要に応じて福祉医療機構等の関係機関と連携をとるなどして、審査を行うよう指導、助言すること
- (2) 国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者には指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言すること
- (3) 事業所が所在する市町村に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供する障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう、都道府県等を通じて指導、助言すること

2 改善に向けた取り組み

上記1の指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施することが必要であると考えているので、各都道府県等におかれては、遺漏なきよう取り扱われたい。

(1) 厚生労働省（地方厚生（支）局）における対応

厚生労働省は、国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者には指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言するものとする。

このため、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号、厚生労働事務次官通知）を改正することとし、国庫補助金の申請に必要な添付書類の一部を次のとおり見直すので、施設整備費等の交付を受けて整備する障害福祉サービスにおける需要の有無について適切に把握するよう努められたい。

ア 社会福祉施設等整備費協議通知の改正

毎年度、都道府県等に対して、社会福祉施設等国庫補助金の協議要領を「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「協議通知と言う。」）によりお示ししているところである。

都道府県等が、地方厚生（支）局を通じて厚生労働本省に提出する国庫補助協議書の添付資料について、施設等の創設及び移転改築の場合にあつては、当該障害福

祉サービスに係る需要の把握に関する調査を行った上で、その整備計画の必要性を記載した市町村長の意見書を必ず添付することとする。

イ 地方厚生（支）局で用いる「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」の改正
都道府県等が、厚生労働本省に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る国庫補助協議書を提出するに際し、各地方厚生（支）局においてヒアリングを実施している。

そのヒアリングの内容を定めた「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」中「7 障害福祉圏域の状況」の確認事項として、「当該障害福祉圏域において、今回新たに整備する障害福祉サービスにつき障害者等のニーズ調査を実施しているかどうか」を新たに盛り込むこととする。

なお、ヒアリングの視点として、「整備計画が、当該障害福祉圏域の状況を踏まえて作成されたものになっているかどうかを確認すること。具体的には、当該事業の整備計画の策定に当たり、事業者が当該障害福祉圏域における障害者等のニーズ調査等を行っているかどうかを確認し、かつ、各自治体の意見書において、事業者等が実施したニーズ調査を踏まえて、当該整備計画が妥当である旨の記述があるかどうか確認すること。なお、ニーズ調査等が行われていない場合には、国庫補助協議書の提出を見送るように調整を図ること。」を加えることとする。

（２）都道府県、政令指定都市及び中核市における対応

都道府県は、事業所が所在する管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）に対して、事業者が国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うよう指導すること。

都道府県、政令指定都市及び中核市は、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で、整備計画の妥当性について、必要に応じて機構等の関係機関と連携をとるなどして確認を行うこと。

（３）事業所に対する指導、助言

都道府県は、管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）を通じ、事業所に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

9 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進について

短期入所については、第3期障害福祉計画における平成25年度整備目標が4.3万人であるのに対し、平成25年9月の利用者数は3.7万人であり、今後さらなる整備が必要である。

このうち、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、医療機関においても、医療型短期入所として短期入所サービスの実施を可能としており、平成24年度より、法人格を有さない医療機関についても短期入所の指定を受けることができる仕組みを整えているとともに、超（準）重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合における加算を設け実施しているところである。

こうした取組により、平成25年10月における医療型短期入所の事業所数は、平成23年10月と比べ約20%の増加となっているが、最近はほぼ横ばいとなっている。

依然として医療型短期入所はニーズが高いサービスであることから、各都道府県等においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

（参考）医療型短期入所の事業所数（障害保健福祉部障害福祉課調べ）

時点	23年10月	24年4月	24年10月	25年4月	25年10月
箇所数	278	319	328	331	327

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができるという利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げ等を通じて事業の整備促進に取り組んできたところである。

さらに、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護職員等が喀痰吸引等の研修を受講することで、喀痰吸引等の医療的ニーズのある障害児者について、単独型短期入所を始めとする福祉型短期入所サービス事業所による受入れが可能となることから、今後の整備において、単独型短期入所の整備促進について特に積極的な取組を進められたい。

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 25 年 11 月 20 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（３）障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成 25 年 11 月に国会へ提出された平成 24 年度決算検査報告において、

- ・対象経費を二重に計上する
 - ・「定員超過減算」を行うべきところ、減算をせずに算定を行う
- などにより、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

（参考）

会計検査院ＨＰ：

（障害者自立支援給付費負担金）

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary24/pdf/fy24_futo_031.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary24/pdf/fy24_futo_039.pdf

（４）障害者施設等の防災対策等について

①防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項にご留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等に当たって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

②社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成22年7月27日付け社援総発0727第1号 国河砂第57号 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、昨年度、総務省行政評価局が社会福祉施設を始めとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
→ 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
→ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。
 - ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設(市町村管轄施設を含む。)の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼すること。
 - ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、
ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等防災対策に万全を期すようお願いしたい。

(参考)

・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」

(平成 11 年 1 月 29 日文施指第 53 号、社援第 212 号、11 林野治第 172 号、建設省河砂発第 6 号、消防災第 8 号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

④障害者施設等の耐震化について

障害児者関係施設等の耐震化の状況については、25 年 9 月に公表された「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、24 年 4 月時点の耐震化率は 78.9%となっており、社会福祉施設等全体(84.3%)を下回っている状況である。障害児者関係施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用している施設であることから、全ての施設等において耐震化が図られることが望ましい。

このため、耐震化率の低い状況となっている都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(関連資料③)の基金残高の活用を図るなどの上、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の費用等の準備が出来ないため整備が進まない社会福祉法人等にあつては、独立行政法人福祉医療機構において、社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引上げ、貸付利率の引下げ）を26年度も引き続き実施することとしていることから、その活用についての周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

（５）東日本大震災からの復旧・復興等について

①自治体負担分に対する財政支援の延長について

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長することとしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された避難指示区域等（※１）及び旧緊急時避難準備区域等（※２）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）

（※１）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※２）旧緊急時避難準備区域、既に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成27年2月末（サービス提供分）まで

なお、平成26年10月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民を対象としない予定であるが、対象となる上位所得層の住民に関する詳細については決まり次第別途お示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

10 規制緩和について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業について [構造改革特区関係]

平成 18 年 5 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

① 事業の概要について

居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用した際に、基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）として報酬を算定するものである。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所における生活介護の実施については平成 22 年 6 月に、短期入所については平成 23 年 6 月に、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては平成 25 年 10 月に全国展開をしたところである。

② 今後について

平成 24 年 4 月 9 日付け構造改革特別区域推進本部決定により、「個別支援計画の策定が要件とされた平成 23 年 6 月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で 5 か所になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行う。」とされている。

これに対し、平成 25 年 6 月 1 日時点の累積事業所数を調べたところ、サービス利用実績のある事業所数は累積 2 であり、現時点では弊害の有無を判断できるだけの実績が挙がっていない状況である。

したがって、来年度以降も引き続き特区として継続し、事業所数が累積で 5 か所になった時点で改めて弊害の有無について調査を行う予定である。

（２）サービス管理責任者資格要件弾力化事業について〔構造改革特区関係〕

平成 22 年 9 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の事業所におけるサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

①事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内の事業所において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算 5 年以上と規定されているものについて通算 3 年以上に、通算 10 年以上と規定されているものについて通算 5 年以上にそれぞれ緩和するものである。

②今後について

平成 25 年 5 月 17 日付け構造改革特別区域推進本部決定により、「関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成 27 年度に改めて評価を行うこと。」とされている。

したがって、来年度以降も引き続き特区として継続し、平成 27 年度に改めて評価を行う予定である。

（３）児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業について〔構造改革特区関係〕

平成 24 年 4 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内にある一定の要件を満たす児童発達支援センターにおいて、障害児に対する給食の外部搬入を認める「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

①事業の概要について